

東日本大震災に対処するための長崎県後期高齢者医療広
域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関
する規則

平成 23 年 6 月 14 日 規則第 4 号

平成 23 年 12 月 28 日 規則第 8 号

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における長崎県
後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成
18 年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第 3 号）別表第 19 号の規
定の適用については、同号中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模
の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあ
るのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」
と、「5 日」とあるのは「5 日（東日本大震災に際し災害救助法（昭
和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村（東京都の市町村を除
く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7
日）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成 24 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 23 年 12 月 28 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。